島本町特殊詐欺対策機器普及促進事業実施要綱

（平成３０年７月１日）

最近改正　令和４年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、住民の安全で安心な暮らしの実現に向け、高齢者を対象とした特殊詐欺被害の防止を図るため、特殊詐欺対策機器（以下「対策機器」という。）の高齢者への貸与について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「特殊詐欺」とは、面識のない不特定の者に対し、電話その他の手段を用いることにより、対面することなく欺もう行為を完結させるとともに、預貯金口座への振込その他の方法により現金等を交付させる詐欺をいう。

２　この要綱において「対策機器」とは、警察等から提供された詐欺電話番号等を蓄積したデータベースから電話回線等を利用して定期的にデータを送受信し、詐欺電話番号からの着信を自動で拒否する機能を有する機器をいう。

　（対象者）

第３条　この要綱により対策機器の貸与を受けることができる者は、島本町の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により記録されている６５歳以上の者とする。

（貸与の申請）

第４条　対策機器の貸与を受けようとする者は、島本町特殊詐欺対策機器貸与申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　次の各号に掲げる者は、貸与を受けようとする者に代わって前項の申請を行うことができる。

⑴　対策機器の貸与を受けようとする者の親族

⑵　その他町長が必要と認めた者

（貸与の決定及び通知）

第５条　町長は、前条の申請書を受理したときは、貸与の可否を決定し、島本町特殊詐欺対策機器貸与決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（誓約書の提出）

第６条　前条の規定により対策機器の貸与を受けることとなった者（以下「被貸与者」という。）は、速やかに誓約書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（貸与の方法）

第７条　町は、被貸与者に対し、対策機器を貸与し、被貸与者の住所に設置された固定電話機に対して設置するものとする。

２　被貸与者は、善良なる管理者の注意をもって対策機器を使用しなければならない。

３　被貸与者は、対策機器を損傷し、又は亡失したときは、速やかに特殊詐欺対策機器（損傷・亡失）届（様式第４号）を提出しなければならない。

４　貸与に係る費用は、無料とする。

５　被貸与者は、故意又は過失により対策機器を損傷し、又は亡失したときは、当該対策機器の耐用年数の残余期間に応じその現価を弁償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないものと認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

６　被貸与者は、対策機器を必要としなくなったときは、町へ返却しなければならない。

（貸与期限）

第８条　対策機器の貸与の期限は、令和７年５月３１日までとする。

（使用料）

第９条　貸与期間内において、対策機器が詐欺電話番号等を蓄積したデータベースからデータを送受信する際の費用（以下「データベース使用料」という。）は、町の負担とする。

（対策機器の無償譲渡等）

第１０条　町長は、第８条の貸与期限到来後、継続して対策機器の使用を希望する被貸与者に対し、当該対策機器を無償で譲渡することができる。

２　前項の規定による譲渡を受けた者の当該対策機器の使用に係るデータベース使用料は、前条の規定にかかわらず、当該譲渡を受けた者の負担とする。

（利用の制限等）

第１１条　町長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与の決定を取り消し、対策機器を返還させるものとする。

⑴　偽り又は不正な手段により対策機器の貸与を受けたとき。

⑵　対策機器の現状を変更し、又は対策機器を転貸し、若しくは本来の目的以外に利用したとき。

⑶　第３条に該当しなくなったとき。

⑷　施設（老人ホ－ム）等に入所又は病院に長期入院したとき。

⑸　対策機器の貸与の決定に対し取り消しを申し出たとき。

⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員であると認められるとき。

⑺　島本町暴力団排除条例（平成２６年島本町条例第８号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

⑻　前各号に定めるもののほか、町長が貸与をすることが適当でないと認めたとき。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、対策機器の貸与について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成３０年７月１日より施行する。

　附　則

　この要綱は、令和３年６月３日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

島本町特殊詐欺対策機器貸与申請書

　　年　　月　　日

島本町長　様

以下のとおり、特殊詐欺対策機器（以下「対策機器」という。）の貸与を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①対策機器の貸与を受ける人（被貸与者） | | | |
| (ふりがな)  氏　名 |  | | 生年月日 |
|  | | 年 　　　月　　　日 |
| 住　所 | 〒　　　　－  島本町  ※アパート・マンション名、部屋番号等を記入してください。 | | |
| 連絡先 | 対策機器を接続する固定電話機の電話番号 | 携帯電話番号 | |
| －　　　　　　－ | －　　　　　　－ | |

　以下の者に申請に関する全ての事項を委任します。

被貸与者氏名(自署)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ②手続きを行う人 | | | |
| (ふりがな)  氏　名 |  | | 生年月日 |
|  | | 年 　　　月　　　日 |
| 住　所 | 〒　　　　－  ※アパート・マンション名、部屋番号等を記入してください。 | | |
| 連絡先 | 自宅電話番号 | 携帯電話番号 | |
| －　　　　　　－ | －　　　　　　－ | |
| 被貸与者  との関係 |  | | |
| 被貸与者が自署できない場合、理由をご記入ください。 | | | |
|  |  | | |

**※　対策機器の貸与を受けるには、 別紙「対策機器貸与申請前の確認事項」の各項目をお読みになり、全ての事項を確認してください。**

別紙（様式第１号関係）

対策機器貸与申請前の確認事項

**対策機器の貸与申請前に下記事項について確認してください。**

**【対策機器の利用に必要となるサービス】**

対策機器を利用するには、発信者の電話番号を表示するサービス（ナンバーディスプレイなど）に加入していることが必要です。

**【対策機器を利用できない電話機】**

内線電話・主装置から構成される電話機（ビジネスフォン・ホームテレホンなど）では、対策機器を利用できません。

**【対策機器を利用できない場合がある電話回線】**

ドアホン、ホームセキュリティシステム、緊急通報装置などが　接続されている電話回線では、対策機器を利用できない場合があります。

※ 対策機器の貸与を受けるには、以下の全ての事項に該当することが必要です。

・被貸与者は６５歳以上です。

・対策機器を接続する電話機は、住民票に記載の住所に設置されています。

・本申請書に記載の個人情報を、対策機器設置業者及び対策機器がデータの送受信を行う迷惑電話番号等を蓄積したデータベースを管理する会社に提供することに同意します。

・「対策機器貸与申請前の確認事項」を確認し了解しました。

・被貸与者の住民基本台帳の閲覧に同意します。

様式第２号（第５条関係）

島本町特殊詐欺対策機器貸与決定（却下）通知書

　第　　　　　号

　　年　　月　　日

様

島本町長　　　　　　　　　　　　印

　　　 年　　 月　　 日付け特殊詐欺対策機器貸与申請に対し、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定の内容 | １　貸与決定　・　２　申請却下 |
| 却下の理由 |  |
| 備　考 |  |

様式第３号（第６条関係）

誓約書

　　年　　月　　日

島本町長　 様

住所　島本町

被貸与者氏名　(自署)

(自署できない場合は代理申請者が理由をご記入ください)

　特殊詐欺対策機器（以下「対策機器」という。）の貸与を受けるに当たり、次に掲げる事項について誓約します。

１　対策機器の現状変更、転貸又は目的外使用をしません。

２　対策機器を損傷又は亡失しないよう注意して使用します。万一、対策機器を損傷し、又は亡失したときは、速やかに届け出るとともに、故意又は過失により損傷し、又は亡失したときは、当該機器の耐用年数の残余期間に応じその現価を弁償します。

３　対策機器の無償保障は設置日から１年間とし、１年間を超えた場合の修理等にかかる費用は自己負担します。

４　町内で転居したときは、速やかに届け出ます。

５　以下の場合は対策機器を返還します。

　⑴　対策機器を必要としなくなったとき

　⑵　転出したとき

　⑶　施設（老人ホ－ム）等に入所又は病院に長期入院したとき

６　対策機器の貸与期限（平成３７年５月３１日）が到来したときは、対策機器を返還します。

７　対策機器が接続された電話機による通話に起因して、生命、身体、財産等に損害等が生じても、当該損害等についての補償を一切請求しません。

８　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は島本町暴力団排除条例（平成２６年島本町条例第８号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

９　対策機器の設置、迷惑電話番号等を蓄積したデータベースの利用等のため、島本町特殊詐欺対策機器貸与申請書（様式第１号）に記載の個人情報を、町が対策機器設置業者及びデータベース管理会社に提供することに同意します。

１０　データベース管理会社が、サービス及び品質の向上のため、以下の情報を取得することに同意します。

⑴　対策機器において「拒否」又は「許可」が選択された回数及び日時

⑵　対策機器における着信回数、着信日時、発信者番号及び迷惑電話データベースによる発信者番号の判定結果

⑶　対策機器の端末識別ＩＤ

⑷　対策機器に登録又は設定した着信時の動作設定の設定値及び設定日時並びに電話番号、氏名、ふりがな及びメールアドレス

⑸　対策機器が接続された電話機の発信者番号

１１　「対策機器貸与申請前の確認事項」（別紙）を確認し了承しました。

様式第４号（第７条関係）

特殊詐欺対策機器（ 損傷 ・ 亡失 ）届

　　年　　月　　日

島本町長　様

被貸与者

住所

氏名

島本町より貸与された特殊詐欺対策機器を（ 損傷 ・亡失 ）しましたので、下記のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 機器管理番号 |  |
| 損傷・亡失日時 |  |
| 損傷・亡失時の状況 |  |
| 備　考 |  |